

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月22日

京都地方裁判所第5民事部

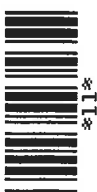
裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 6日から 令和 7年11月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年11月20日 午前 9時30分 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年12月 5日 午後 1時00分 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年11月28日 午前10時00分から 令和 7年11月28日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 10月22日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,820,000 3,056,000	一括	764,000	57,131	14,326
1	960,000				
2	10,000				
3	2,850,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
 地 番 69番8
 地 目 宅地
 地 積 101.57平方メートル

- 2 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
 地 番 69番9
 地 目 公衆用道路
 地 積 14平方メートル

- 3 所 在 京都市北区大北山原谷乾町 69番地8
 家屋 番号 69番8
 種 類 事務所・物置
 構 造 鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺3階建
 床 面 積 1階 56.79平方メートル
 2階 36.92平方メートル
 3階 31.06平方メートル
 (現況)
 種 類 居宅
 床 面 積 1階 56.79平方メートル
 2階 約56.79平方メートル
 3階 31.06平方メートル



物件明細書

令和 7年 8月19日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地は通路（私道）として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
 地 番 69番8
 地 目 宅地
 地 積 101.57平方メートル

- 2 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
 地 番 69番9
 地 目 公衆用道路
 地 積 14平方メートル

- 3 所 在 京都市北区大北山原谷乾町 69番地8
 家屋 番号 69番8
 種 類 事務所・物置
 構 造 鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺3階建
 床 面 積

1階	56.79平方メートル
2階	36.92平方メートル
3階	31.06平方メートル

 (現況)
 種 類 居宅
 床 面 積

1階	56.79平方メートル
2階	約56.79平方メートル
3階	31.06平方メートル



令和7年(ケ)第80号
(物件1～3)
令和7年6月25日受理
令和7年8月 6日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
 地 番 69番8
 地 目 宅地
 地 積 101.57平方メートル

- 2 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
 地 番 69番9
 地 目 公衆用道路
 地 積 14平方メートル

- 3 所 在 京都市北区大北山原谷乾町 69番地8
 家屋 番号 69番8
 種 類 事務所・物置
 構 造 鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺3階建
 床 面 積

1階	56.79平方メートル
2階	36.92平方メートル
3階	31.06平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☒ 公衆用道路（物件 2） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる ☒ 種類：居宅 ☐ 構造： ☒ 床面積：2階 約 56.79㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年（ ）第 号 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

- 1 物件1の土地は、南西側で建築基準法上の非道路(私道)に接面している。物件2の土地はこの私道の一部になっている。また、物件1の土地は南東側で建築基準法上の非道路に接面している。この道路の一部は京都市所有だが、市道認定を受けていない。
- 2 物件3の建物は高床式になっており、1階の下が駐車場になっている(写真1、2参照)。この駐車場の北東側に物置(動産)を設置している(写真2参照)。
- 3 物件3の建物の2階に増築部分約19.87㎡があり、1階と2階が同型となっている。
- 4 物件3の建物内部に空きペットボトル等のゴミが放置されている。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	本件建物は空き家で、誰にも貸していません。

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 物件3の建物は、所有者が、居宅(空き家)として占有していることが認められる。
- 2 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年6月27日 13:10-13:15	物件所在地	外部調査、写真撮影、照会書投函
7年6月27日 : - :	執行官室	所有者宛照会書送付
7年7月18日 10:35-10:50	物件所在地	立入調査、写真撮影、立入調査のお知らせ玄関に差置き
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

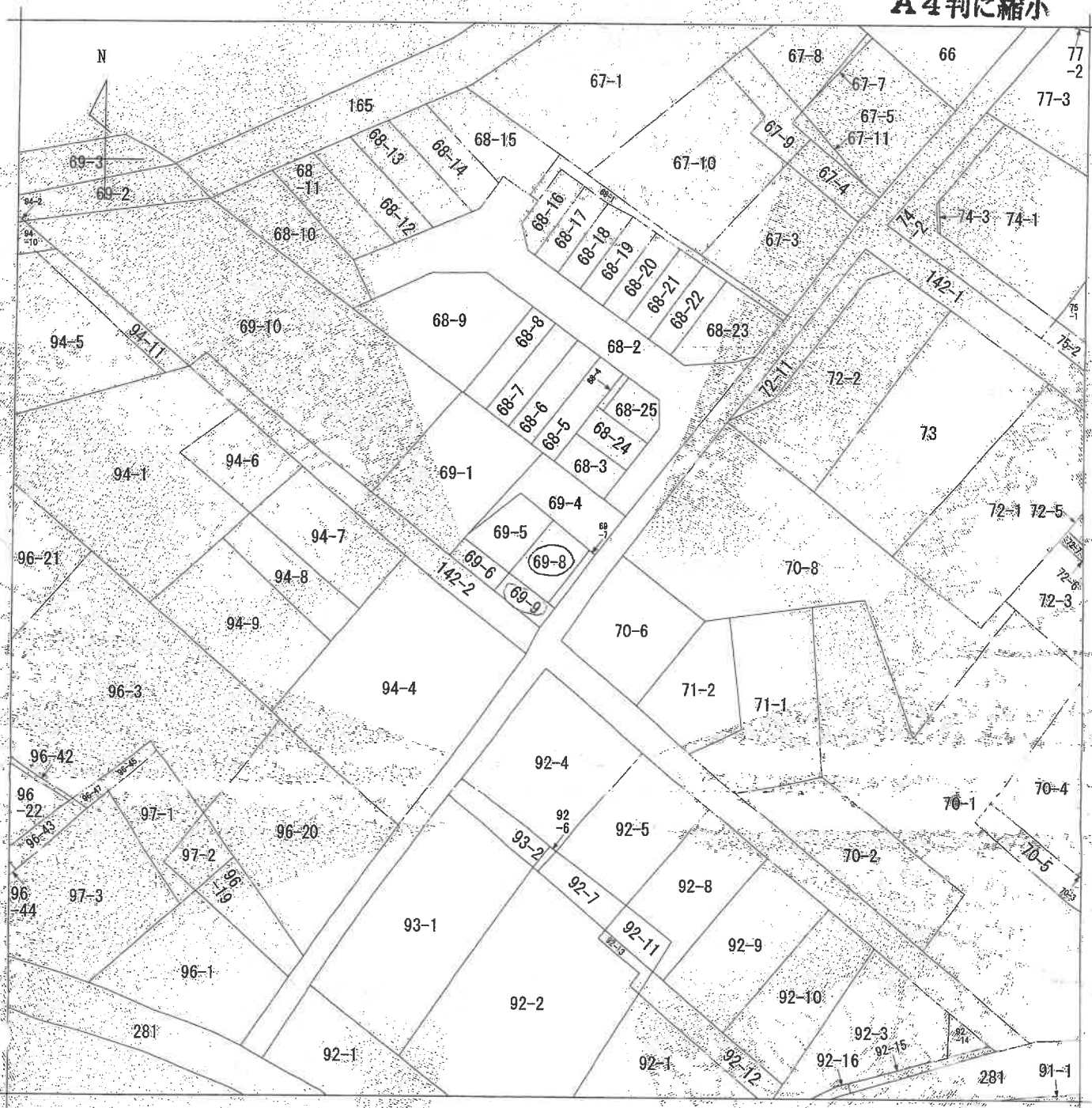
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年7月18日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

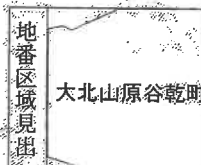
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在地	京都市北区大北山原谷乾町				地番	69番8		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月22日
京都地方法務局

地図整理番号：M59651

登記官

登記年月日：昭和62年6月25日

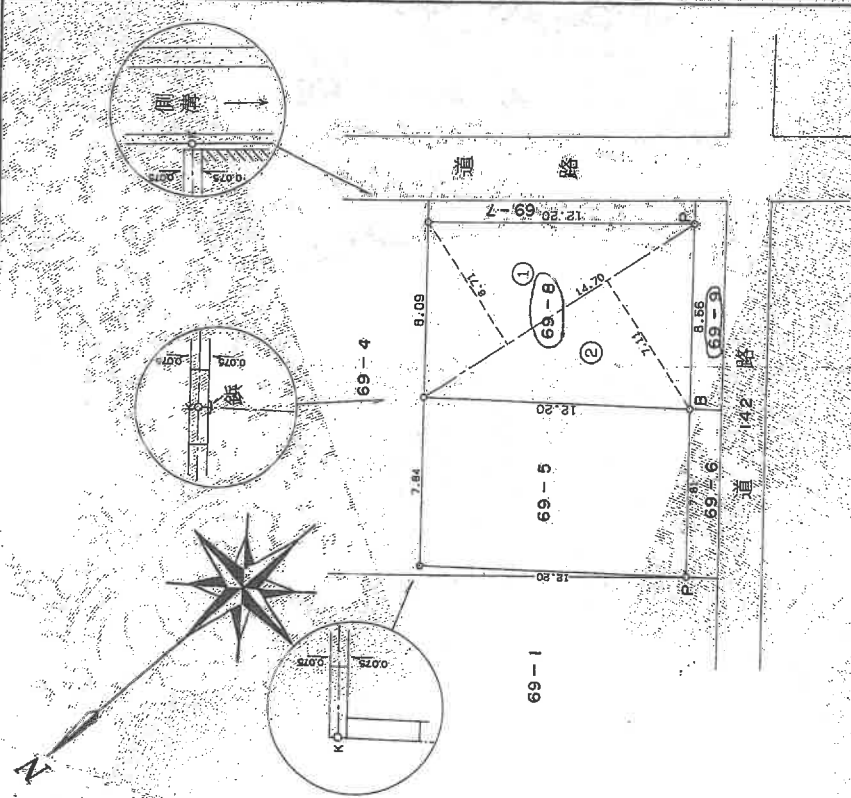
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年4月22日 京都地方法務局 登記官

001200

地積測量図

地番 69-569-8

土地の所在 京都市北区大北山原谷鞍町



三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
69-8	1	14.70	X	6.71	= 98.6370
	2	14.70	X	7.11	= 104.5170
	合面			計	203.1540 m ²
					101.5770 m ²
69-5	公算			算	195.9400 m ²
	総算			計	101.5770 m ²
	残			地	94.3630 m ²

* 使用機器 JEC M-2000 ADAS SYSTEM

境界線の種類
P... 金属プレート
B... 金属鉄

作製者

申請人

平成6年15日

縮尺 1/250

A4判に縮小

登記年月日：昭和62年6月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月22日 京都地方法務局

京都地方法務局

銅製品部

7 ページ

地图整理番号：M59653

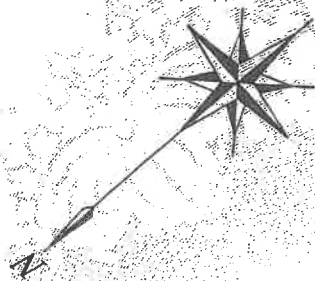
100201

62.6 25

區壘側積地

地址：番：69-6.69-9

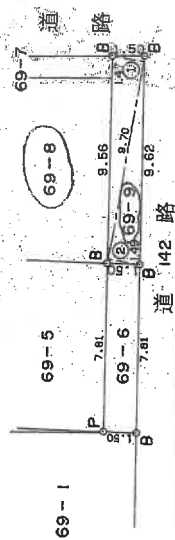
土地の所在
京都市北区大北山原谷藪町



三斜求積表

地番	NO	底	辺	高	寸	倍	面	積	地	積
69	1	9.70	X	1.47	=		14.2590			
-9	2	9.70	X	1.49	=		14.4830			
				合	計		28.7120	㎡		
					合	計	14.3560	㎡		14.35 ㎡
69				公	積		25.8664	㎡		
-6				公	積		14.3560	㎡		
				地	積		11.5104	㎡		11.51 ㎡

● 使用機種 JEC M-2880 ADRAS SYSTEM



境界標の種類
P . . . 金屬ブレイニート
B . . . 金屬鉄

著 製 作

52年6月15日(作製)

由讀人

箱尺 1/250

A4判に縮小

登記年月日：昭和62年7月16日

令和7年4月22日
京都地方建設局

登記官

8

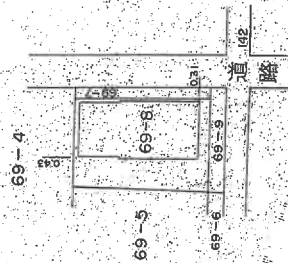
ページ

381381 各階平面図

建物図面各階平面図

37-7-16

家屋番号	69番8
建物の所在	京都市北区大北山原谷乾町6-9番地8



A4判に縮小

作製者

月13日作製

縮尺

申請人

縮尺

5.00

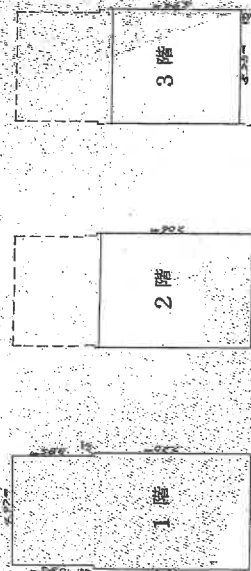
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月22日 京都地方方法務局

登記書

381382 各階平面図

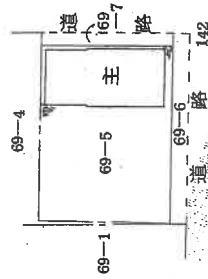
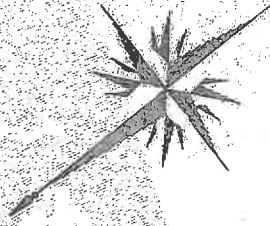
建物各階平面図 2-13

家屋番号	69番502
建物の所在	京都市北区大北山原谷乾町69番地5



求積表

$$\begin{aligned} 1階 &= 4.97 \times 3.85 = 19.1345 \\ &= 5.23 \times 7.20 = 37.6560 \\ &= 56.7905 = 56.79m^2 \\ 2階 &= 5.23 \times 7.06 = 36.9238 = 36.92m^2 \\ 3階 &= 5.23 \times 5.94 = 31.0662 = 31.06m^2 \end{aligned}$$

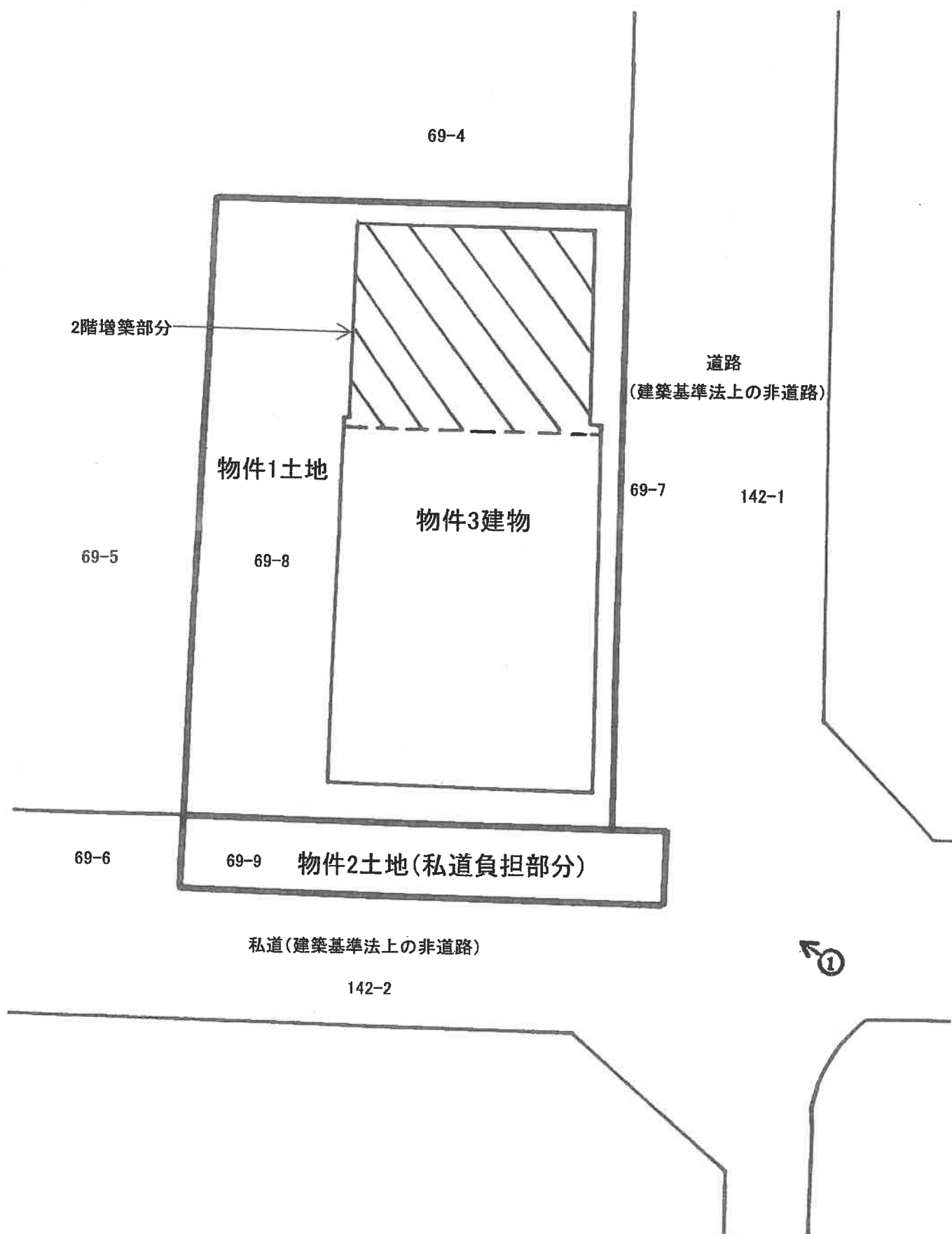


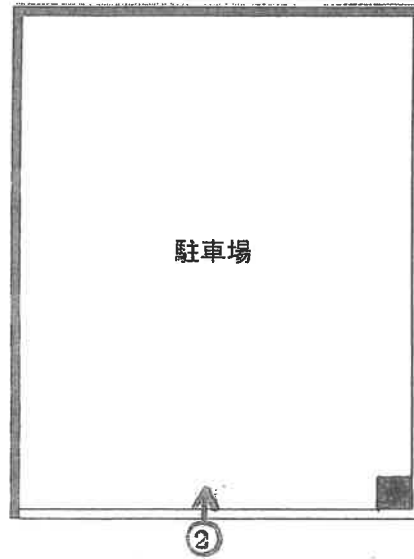
A4判に縮小

係製者	2年2月12日	縮尺	1/250
申請人		縮尺	1/500



土地建物位置関係図

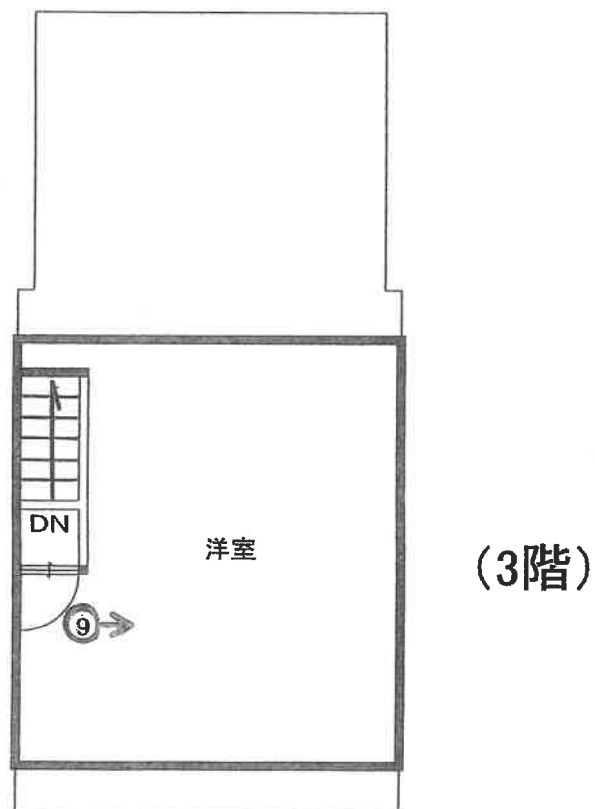
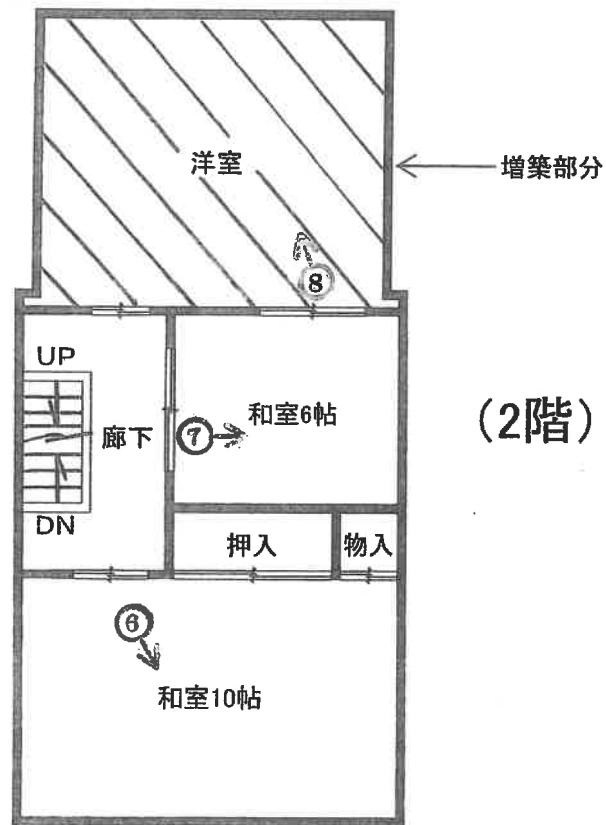




(1階下側)



(1階)



物件3



1



2



3



4



5



6



7



8



令和 7 年（ケ）第 80 号
令和 7 年 7 月 18 日 現地調査
令和 7 年 8 月 11 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

辻 倉 伸 介

第1 評価額

一括価格			
金		3,820,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	960,000	円
物件2（土地）	金	10,000	円
物件3（建物）	金	2,850,000	円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	
2	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	居宅 (2階増築約19.87㎡あり) 1階 56.79 ㎡ 2階 約 56.79 ㎡ 3階 31.06 ㎡ 延床面積 約 144.64 ㎡
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1・2)

位 置 ・ 交 通	京都市営地下鉄烏丸線「北大路」駅の西方・道路距離約5km (別添「位置図」参照) 最寄バス停「原谷農協前」の北西方・道路距離約150m(徒歩約2分)	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅、共同住宅等の混在する住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60 % 200 % なし 15m第3種高度地区 山ろく型建造物修景地区 特別用途地区(原谷特別工業地区) 遠景デザイン保全区域 宅地造成工事規制区域
画 地 条 件	(物件1) 間口約8.6m・奥行約12.2mの長方形地 (物件2) 私道敷の一部 第 4 図のとおり	
接面道路の状況 (物件1)	南西側幅員約4mの私道に等高に接する。 (建築基準法上の非道路・物件2を含む)	
	南東側幅員約3.9mの道路に等高に接する。 (建築基準法上の非道路・一部は京都市所有であるが、市道認定は受けていない)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガ 配 管: なし (プロパンガス使用) 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・目的土地は建築基準法上の道路に接面していないため、原則として目的土地での再建築はできない。但し、建築基準法第43条第2項の規定により建築可能となる可能性はある(京都市建築審査課聴取結果)。なお、再建築が可能の場合であっても、南東側接面道路は幅員4m未満であるため、再建築の際にはセットバック(敷地後退)を要する。 ・目的土地は南東向きの緩傾斜地であり、目的土地内に若干の高低差がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和62年2月8日 新築 経 過 年 数 ： 約 38 年 経済的残存耐用年数： 約 5 年
仕 様	構 造 ： 鉄骨造 屋 根 ： 陸屋根・ルーフィング葺 外 壁 ： 吹付等 内 壁 ： クロス・板等 天 井 ： クロス・板等 床 ： 畳・フローリング等 設 備 ： 電気・給排水設備
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 付属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・目的建物は建築確認を受けずに建てられた違反建築物である。（京都市建築審査課聴取結果） ・目的建物は高床式となっており、1階下側の部分が駐車場となっている。 ・経年相応の劣化が認められる。 ・空き家の状態である。 ・建物内部にペットボトル等のゴミが放置されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	53,800	1.05	101.57	0.85	4,880,000
2	53,800	0.02	14		20,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 京都北(府)-4

基準価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $60,000 \times 97/100 \times 100/103 \times 100/105 \approx 53,800$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位 (1.03)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/105 \times 100/100 = 100/105$

イ 個別格差： (物件1) 方位・角地 1.05
 (物件2) 私道減価 0.02

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建 付 減 価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	200,000	144.64	0.10	2,890,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 43 年、経過年数 38 年、経済的残存耐用年数 5 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率 0.05 + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数} × (1 - 観察減価 0.40)
 ≈ 0.10

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件3建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	4,880,000	60%	法定地上権	2,930,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,880,000	-2,930,000		70%	70%	960,000
2	20,000			70%	70%	10,000
3	2,890,000	+2,930,000	100%	70%	70%	2,850,000
一 括 価 格 (合計)						3,820,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 目的土地上では原則として再建築ができないこと、目的建物が違反建築物であること等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価調査基準地 (京都北(府)-4)
所 在 : 京都市北区大北山原谷乾町255番3
価 格 : 60,000 円/㎡
位 置 : 京都市営地下鉄烏丸線「北大路」駅の西方、道路距離約5km
価 格 時 点 : 令和 6 年 7 月 1 日
地 積 : 98 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水有
接 面 街 路 : 南方 4 m 市道
用 途 指 定 等 : 準工業地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅に小工場、作業所等が混在する住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和 7 年度)
物件1(土地): 3,518,900 円
物件2(土地): 485,000 円
物件3(建物): 3,441,600 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付近地図

以上

物 件 目 録

- 1 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
地 番 69番8
地 目 宅地
地 積 101.57平方メートル

- 2 所 在 京都市北区大北山原谷乾町
地 番 69番9
地 目 公衆用道路
地 積 14平方メートル

- 3 所 在 京都市北区大北山原谷乾町 69番地8
家屋 番号 69番8
種 類 事務所・物置
構 造 鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺3階建
床 面 積 1階 56.79平方メートル
2階 36.92平方メートル
3階 31.06平方メートル





出典: 地理院タイル(淡色地図)を加工して利用



出典: 地理院タイル(淡色地図)を加工して利用